

第15回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成30年1月29日（月）
時 間	午後3時30分～
会 場	職員会館かもがわ 3階 大多目的室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 会長・副会長の選出

3 報告案件

- (1) これまでの路上喫煙対策の取組について
- (2) 国の受動喫煙規制強化に関する動向等について

4 その他

5 閉会あいさつ（くらし安全推進部長）

第15回「京都市路上喫煙等対策審議会」

配 布 資 料

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

資料1	会長及び副会長の選任等について・・・・・・・・・・ P.	1
資料2	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則・・・ P.	3
資料3	これまでの路上喫煙対策の主な取組について・・・・・・・・ P.	11
資料4	周知啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	17
資料5	過料処分件数について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	29
資料6	路上喫煙率について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	31
資料7	喫煙場所の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	33
資料8	国の受動喫煙規制強化に関する動向等について・・・・ P.	37

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏 名	役 職 等
委員	う つ かつみ 宇津 克美	京都商店連盟会長
〃	おかもと あきこ 岡本 昌子	京都産業大学法学部教授
〃	こいし くみす 小石 玖三主	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事
〃	たかはし たいち 高橋 大知	市民公募委員
〃	つちや みちこ 土谷 美知子	洛和会音羽病院呼吸器内科部長
〃	なかじま じゅんこ 中島 醇子	市民公募委員
〃	みなみ みね 南 美音	京都市立中学校PTA連絡協議会副会長
〃	よしだ たけひろ 吉田 雄大	弁護士

会長及び副会長の選任等について

1 会長及び副会長の選任について

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 関係規定

(1) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

（審議会）

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(2) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

（審議会の会長及び副会長）

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

平成19年6月1日
条例第2号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。
(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等禁止区域における指導、条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため、路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は、第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書(第3号様式)により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月24日規則第47号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第75号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

路上喫煙等監視指導員証		第 号
写真	所 属	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。		
	年 月 日	
	京都市長	印

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色，煙の図柄は青色，文字及び地は白色，その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員 ⑨
住所	告知の年月日 年 月 日
電話 ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。

違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年 月 日

注1 あなたに代わって、弁明の手續に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員	㊟
住所	通知の年月日 年 月 日	
電話	—	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日	時 分
違反行為の場所	京都市	区

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 ㊟」とあるのは、「京都市長 ㊟」とする。

これまでの路上喫煙対策の主な取組について

19年 6月 1日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行
7月 1日	(路上喫煙等監視指導員を採用 6人)
8月10日	諮問1「路上喫煙等禁止区域の指定について」
9月19日	答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」
11月 1日	「市内中心部10路線」(約7.1km)を「路上喫煙等禁止区域」に指定
20年 2月19日	諮問2「過料の金額及び徴収開始時期について」 答申2「過料の金額及び徴収開始時期について」
6月 1日	過料1千円の徴収を開始
21年11月 2日	諮問3「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 4月 6日	答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
7月 1日	「市内中心部10路線」を「御池通, 河原町通, 四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大(約9.4km・計16.5km) (路上喫煙等防止啓発推進員を任命)
23年 4月 1日	(路上喫煙等監視指導員を増員 6人→9人)
6月 9日	答申3-2「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
24年 2月 1日	「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定 (約10.9km・計27.4km)
25年 1月15日	「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施3団体を認証
26年10月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度3団体を認証 【西大路駅周辺を美しくする会, 龍谷大学学生部及び学友会中央執行委員会, 佛教大学】
12月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証 【御園橋801商店街振興組合, つむぎの街マナー向上隊】
27年 6月15日	「たばこマナー向上活動団体」制度1団体を認証 【中書島繁栄会】
8月14日	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証 【東山区シニアクラブ連合会(文化観光専門部会), 京都駅周辺を美しくする会】
12月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度1団体を認証 【白川グッドマナープロジェクト(白美会・白川を創る会)】

平成19年9月19日

答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる(危険性が高い)と想定される地域に限定すべきである。
- (2) 禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

2 具体的な禁止区域について

禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が高い、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

河原町通 (御池通から四条通まで)	裏寺町通 (六角通から四条通まで)
新京極通 (三条通から四条通まで)	寺町通 (御池通から四条通まで)
烏丸通 (御池通から四条通まで)	三条通 (三条大橋から烏丸通まで)
六角通 (河原町通から寺町通まで)	蛸薬師通 (河原町通から寺町通まで)
錦小路通 (新京極通から烏丸通まで)	四条通 (東大路通から烏丸通まで)

3 付帯意見

- 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。

「路上喫煙等禁止区域」(平成19年11月1日～)



平成20年2月19日

答申2「過料の金額及び徴収開始時期について」(抄)

1 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

2 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年、同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。



平成22年4月6日

答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

1 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

◎京都市案

河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

2 今後の路上喫煙対策のあり方について

- ・ 禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。

「路上喫煙等禁止区域」(平成22年7月1日～)



周知啓発について

「路上喫煙等の禁止等に関する条例」の趣旨や「路上喫煙等禁止区域」(過料徴収区域)等について、これまでから、ポスター等の啓発物や路面標示等による標示、啓発事業や観光パンフレット等及びホームページへの啓発記事の掲載などにより、市民や観光旅行者等に対し周知啓発を実施してきており、その結果、過料処分件数は大幅に減少してきている。

しかしながら、違反者のうち、観光旅行者を含む市外の方が占める割合が高くなっており、特に、外国人観光旅行者の違反者が増加していることから、外国人を含む観光旅行者等に対し、より一層の条例周知を図っている。

1 啓発物

市民や外国人を含む観光旅行者等の興味を引き、見てもらえるよう、京都らしいデザインのポスターやチラシを引き続き作成し、各区・支所等を含む本市関連施設や観光案内所等へ掲示及び配架するとともに、新たにうちわ等の啓発物品を作成し、関係各課を通じて本市の主催する各種イベント等で来場者等に配布することにより、広く条例の周知に努めている。

(1) ポスター

B 1 及び B 2



B 3



外国人観光旅行者等への周知啓発のため、「路上喫煙禁止」を外国語13箇国語で表記

<ポスターの主な掲示先>

- ・区役所・支所及び市関連施設
- ・市政広報板
- ・市営地下鉄全駅の構内
- ・京都駅八条東口周辺
- ・高台寺公園内等の喫煙場所6箇所 など

(2) チラシ

A 4

(表)



(裏)



<チラシの主な配架・配布先>

- ・区役所・支所及び市関連施設
- ・JNTO 観光案内所
関西ツーリストインフォメーションセンター京都及び関西国際空港、京都市国際交流会館他
- ・京都まちなか観光案内所
セブンイレブン(市内154店舗)
- ・京都まちなか交通案内所
- ・京都えきなか観光案内所
JR西日本京都駅鉄道案内所他
- ・京都マラソン参加者(参加案内に同封して送付)

など

(3) その他 (うちわ, マスク, かいろ, ポケットティッシュ及び蛍光ペン等)



チラシ及びポスターのほか、うちわやマスク、かいろ等の啓発物品を作成し、関係各課を通じて本市の主催する各種イベント等で来場者等に約50,000部以上を配布

2 標示

路上喫煙でお困りの店舗や民家等に対し、多言語で表記した啓発ポスターやチラシ、ステッカーを配布して掲示に協力いただくとともに、京都駅周辺や烏丸通等に5箇国語表記の路面標示(インターロッキング)及び路面標示シートを設置するなどにより、市内の啓発標示の充実に努めている。

(1) 路面標示



30 cm × 30 cm 及び 40 cm × 40 cm

「路上喫煙禁止区域」を5箇国語で表記した路面標示(右側のデザイン)を作成し、四条通、京都駅南口及び烏丸通に計98箇所設置

(2) 路面シート

○【禁止区域（過料徴収区域）用】



40 cm × 30 cm

○【市内全域（禁止区域外）用】



60 cm × 45 cm



40 cm × 30 cm

(3) 大型路面シート



120 cm × 180 cm



50cm × 200cm

(4) 立看板



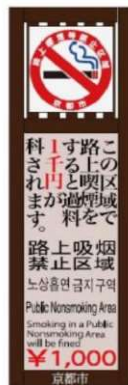
177cm × 40cm

(5) ステッカー

○【禁止区域（過料徴収区域）用】



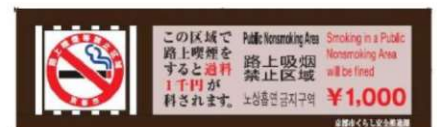
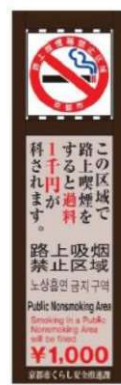
25 cm × 6.5 cm 及び
16 cm × 4 cm



45 cm × 15 cm



40 cm × 12 cm 及び
25 cm × 6.5 cm



12 cm × 40 cm

○【市内全域（禁止区域外）用】



20 cm × 5 cm



5 cm × 20 cm



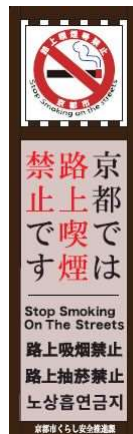
A5 (21 cm × 14.8 cm)



A6 (14.8 cm × 10.5 cm)



6.5 cm × 21.5 cm



40 cm × 12 cm



12 cm × 40 cm



25cm × 6.5cm
及び 16cm × 4cm

(6) プレート



45 cm × 15 cm



20cm × 65.5cm

(7) 標識プレート



24.8cm × 20cm

(8) 小型標識板



16cm × 47cm

(9) アドカード



フォーリンフレンズ
ドリータクシーの
利用者に配布

9.1cm × 5.5cm

(10) 観光案内サイン（地図に路上喫煙等禁止区域を色分けして標示）



3 啓発活動

銀閣寺や嵐山等の観光地や京都三大祭等，外国人観光旅行者等が多く集まる場所や，路上喫煙の課題がある地域など，様々な場所や機会を捉えて街頭啓発を実施するとともに，京都学生祭典での街頭啓発など，学生等の若年層に対する周知啓発を実施した。

(1) 街頭啓発

平成29年度（4月～1月）街頭啓発実績

月	場 所 等	備 考
4 月	二寧坂西側	
	花見小路	下旬に2回実施
5 月	花見小路	1日～5日のうち3回実施
	葵祭（丸太町通）	
	出町柳駅前	
	伏見稲荷大社境内	
6 月	J R山科駅前	
	西院駅周辺	
	清水坂観光駐車場周辺	
7 月	京都駅北口広場	
	祇園祭・前祭（市内）	14～17日のうち2回実施
	祇園祭・後祭（市内）	21～23日のうち3回実施
8 月	京の七夕（堀川会場）	
	東山陶器まつり	8～9日のうち2回実施
	納涼古本まつり（下鴨神社）	
	新橋白川	
9 月	五山送り火（出町柳駅周辺）	
	京まふ	2日間とも雨天のため中止
10 月	京都学生祭典	
	時代祭	雨天のため中止
	京都肉祭	//

月	場 所 等	実施回数（回）
11 月	秋の古本まつり（知恩寺）	
	山科駅前喫煙場所	20～27 日のうち 5 回実施
	銀閣寺前	
	東福寺周辺	
	南禅寺前	
	知恩院前	
	嵐山	
	高台寺ライトアップ	
	清水寺ライトアップ	
12 月	祇園新橋	8 日～27 日のうち 4 回実施
	嵐山花灯路	
	市内中心部	
	新京極公園内及び周辺	
1 月	初詣（平安神宮）	
	初詣（八坂神社）	
	岡崎（成人の日記念式典）	雨天のため中止

平成 2 9 年度（4 月～1 月）街頭啓発実施回数 計 4 6 回

啓発風景

銀閣寺前



京都駅



京都学生祭典



嵐山



(2) 四都市（京都・大阪・堺・神戸）合同啓発



4 観光雑誌等

訪日外国人向けを含む多くの観光雑誌及びフリーペーパーに、啓発広告とともに本市の過料徴収区域（路上喫煙等禁止区域）及び公設喫煙場所等を地図上に掲載し、外国人観光旅行者に対し、条例等の周知を実施している。

また、新たに周知啓発用のホームページを作成し、鴨川納涼床のページにリンクを掲載するなどにより、国内観光客等への周知も実施した。

(1) 観光雑誌

連れて行きたくなる京都。掲載記事



<掲載雑誌>

- ・連れて行きたくなる京都。 平成29年 9月発行
- ・京都ぴあ 平成29年 3月発行
- ・京都ぴあ 平成28年 3月発行
- ・京都ぴあ 平成27年 3月発行
- ・京都本 平成27年 3月発行
- ・まっふる京都 平成26年 3月発行
- ・まっふる「京都・大阪・神戸」 平成25年10月発行
- ・まっふる「京都へでかけよう」 平成25年 8月発行
- ・歩くまち京都 平成25年 8月発行
- ・まっふる「京都・奈良」 平成25年 7月発行

他

(2) 観光パンフレット（フリーペーパー）

<掲載フリーペーパー（国内向け）>

るるぶ FREE 京都、祇園祭 宵山・巡行ガイド 2017(日本語版), 市バス・地下鉄路線図, きゅんきゅん KYOTO, 京都駅発時刻表, 京都散策物語, 京都さくらマップ 他

▼主な外国人向けフリーペーパー

GOOD LUCK TRIP 関西（地球の歩き方）（英語、繁体字、簡体字、タイ語）



WhyKYOTO? (英語)

京都市 CITY OF KYOTO

PLEASE DO NOT SMOKE WITHIN KYOTO CITY LIMITS!

路上喫煙はやめましょう Stop Smoking on the streets

¥1,000 FINE for smoking in prohibited areas

The City of Kyoto has made it mandatory to strive not to smoke on the streets within the city limits. The city has also established "Public Non-smoking Area" where street smoking is strictly prohibited. Persons smoking in a Public Non-smoking Area will pay a ¥1,000 fine.

京阪神好時光 (繁体字, 簡体字)

京都河原町

京都では路上喫煙禁止です
路上吸烟禁止/路上抽菸禁止

京都市 CITY OF KYOTO

祇園祭 宵山・巡行ガイド(英語版)

Stop Smoking on the streets

In Kyoto City, all public areas within the city have regulations asking people to refrain from smoking on the streets.

路上喫煙禁止 京都市

Persons who smoke in the "Public Nonsmoking Area" must pay a 1000yen fine. ■ Public Nonsmoking Area ■ Smoking Area Kyoto city

トリップグラフィックス (英語)

トリップアドバイザー The insiders' guide to Kyoto Part 2: AKiMAHEN of Kyoto

京都のあきまへん of Kyoto

Kyoto-ites are pretty fastidious!

What is AKiMAHEN? Akimahen means "Do not" in Kyoto. This is a list of Don'ts for travellers to Kyoto.

Don't smoke outdoors 路上喫煙 a fine of 1,000 YEN

Akimahen RATE

Be polite when asking maiko for pictures

トリップグラフィックス (中国語)

トリップアドバイザー 京都小知識第二版 京都的 [A Ki Ma Hen]

京都小知識 第二版

京都的 AKiMaHen 京都のあきまへん

京都人是很循规蹈矩的!

何谓 [A Ki Ma Hen]? A Ki Ma Hen 是“不行”的京都方言。在此图是指访问京都时的禁忌之意。

边走边抽烟 路上吸烟 罚款 一千元/次

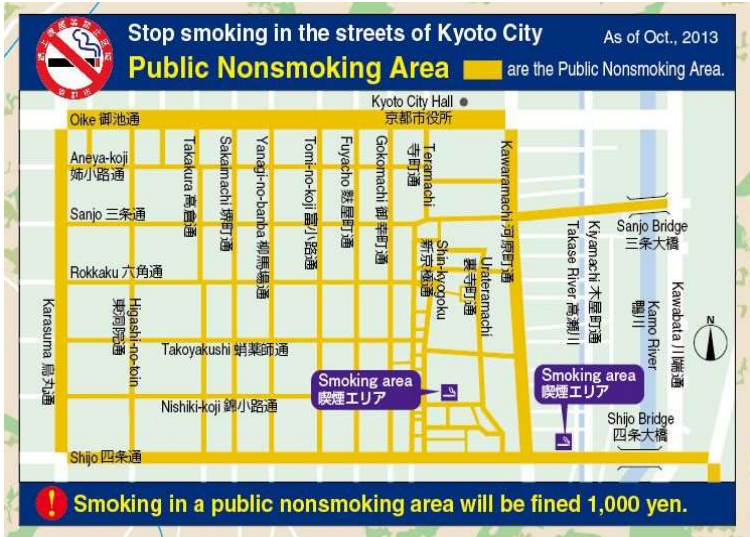
AKi Ma Hen 警示程度

未经舞伎许可就拍照是大忌

京都観光マップ(日本語, 英語, 繁体字, 簡体字, ハングル)

地図

啓発広告



(3) ホームページ

京都市情報館

京都観光 Navi (観光 MICE 推進室)



KYOTO MAGO no TE 【6 箇国語】
(京都市観光協会)

Kyoto Official Travel Guide 【外国語 13 箇国語】
(京都文化交流コンベンションビューロー)



知ってる？京のマナー (Web Leaf)



あなたの今いる場所は？ 路上喫煙に対する過料徴収区域



インターネット (Google Map) 上に、左の四コマ漫画のほか、京都市の過料徴収区域 (路上喫煙等禁止区域) 及び公設喫煙場所等を掲載 (パソコンやスマートフォンから現在位置と合わせて確認が可能)



< <https://www.leafkyoto.net/special/pp/city/kyoto/smoke/> >

(4) その他

ゼスト御池地下街デジタル・サイネージ啓発広告



ゼスト御池地下街に設置された大型マルチスクリーン及び中型デジタル・サイネージ計16箇所
に、5箇国語で表記した啓発広告を掲載

京都市交通局タイアップポスター

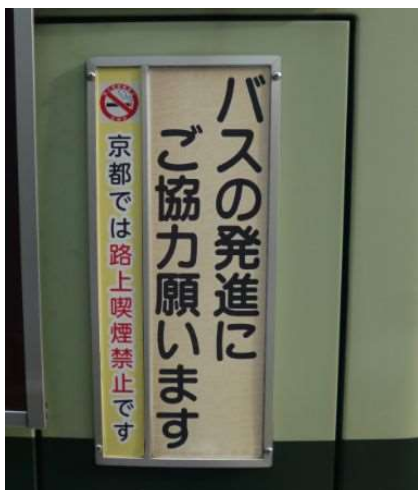
地下鉄車内中吊り広告



市バス車内額面広告



市バス車外後部の標語スペース



京都駅構内等への喫煙場所案内標示の追加設置



過料処分件数について

過料処分件数は、路上喫煙等禁止区域の拡大により、平成24年度までは増加していたが、路上喫煙等監視指導員による巡回啓発や、様々な機会を捉え、周知・啓発に努めてきたことにより、平成25年度以降は大幅に減少している（平成24年度（ピーク時）に対し平成28年度は約76%減少）。

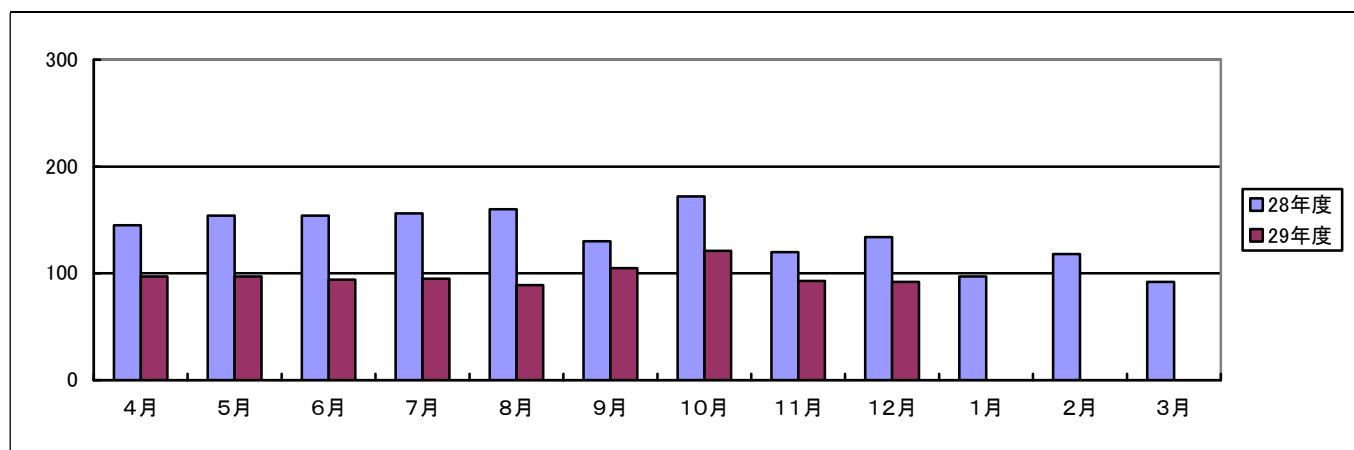
1 過料処分件数（年度別）

（平成29年12月末現在）

年 度	件 数 (件)	備 考
平成20年度	480	H20.6.1 過料1千円の徴収を開始
平成21年度	391	
平成22年度	2,754	H22.7.1 「市内中心部10路線」を「御池通, 河原町通, 四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
平成23年度	5,638	H24.2.1 「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定
平成24年度	6,794	
平成25年度	4,380	
平成26年度	2,968	
平成27年度	2,225	
平成28年度	1,632	
平成29年度	883	平成29年12月末現在 (参考 平成28年12月末1,325件)
合 計	28,145	

2 過料処分件数（月別）

（※下図は、全地域の月別件数をグラフにしたもの。）

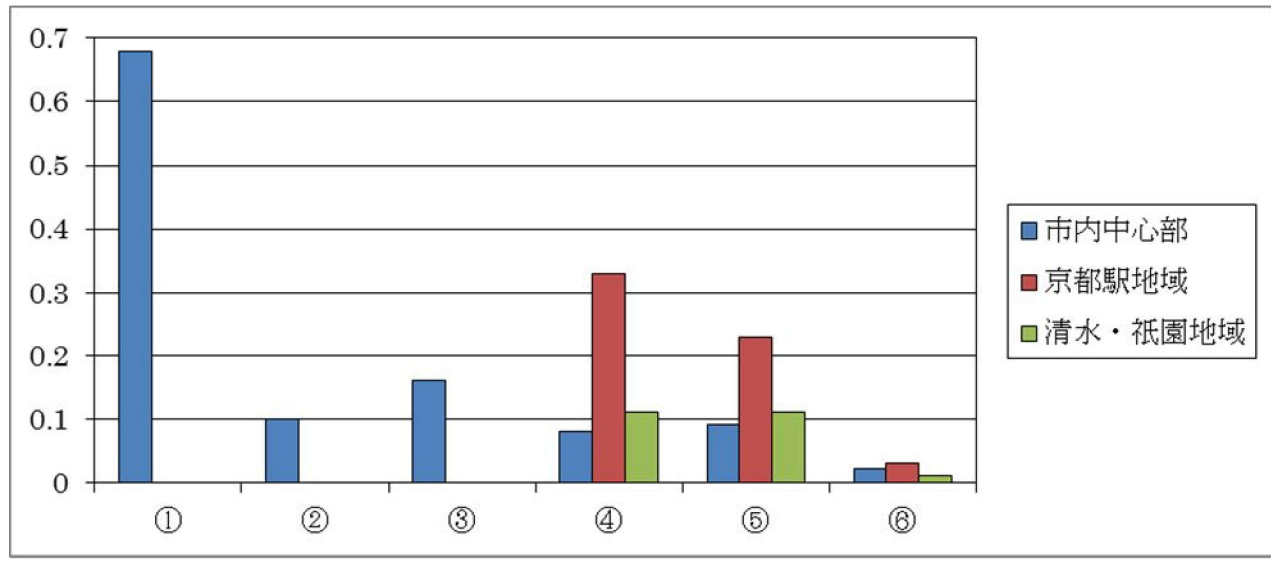


	地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
28年度	全地域	145	154	154	156	160	130	172	120	134	97	118	92	1,632
	市内中心部	50	55	48	47	47	54	64	33	51	26	38	39	552
	京都駅	83	72	77	85	82	42	81	59	61	49	47	38	776
	清水・祇園	12	27	29	24	31	34	27	28	22	22	33	15	304
29年度	全地域	97	97	94	95	89	105	121	93	92				883
	市内中心部	41	45	40	32	30	34	43	41	43				449
	京都駅	39	41	41	49	46	55	52	37	33				642
	清水・祇園	17	11	13	14	13	16	26	15	16				234

路上喫煙率について

1 時間当たりの通行者数と喫煙者数について、平日と休日の各 1 日、昼間と夕方に定点調査を行っている。

市内中心部では、平成 22 年 7 月に「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」を禁止区域に指定した後、路上喫煙率は一時上昇したが、3 地域とも、禁止区域に指定する前と比べて減少している。



※路上喫煙率：1 時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合 (単位：%)

	調査時期	市内中心部	京都駅地域	清水・祇園地域	備 考
①	平成 19 年 7 月 ～9 月	0. 6 8			H19. 11. 1 「市内中心部 10 路線」を 「路上喫煙等禁止区域」に指定
②	平成 20 年 8 月	0. 1 0			H20. 6. 1 過料 1 千円の徴収を開始
③	平成 22 年 8 月	0. 1 6			H22. 7. 1 「市内中心部 10 路線」 を「御池通、河原町通、四条通及 び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
④	平成 23 年 12 月	0. 0 8	0. 3 3	0. 1 1	H24. 2. 1 「京都駅地域」及び「清水・祇園 地域」を「路上喫煙等禁止区域」 に指定
⑤	平成 24 年 2 月	0. 0 9	0. 2 3	0. 1 1	
⑥	平成 29 年 10 月	0. 0 2	0. 0 3	0. 0 1	

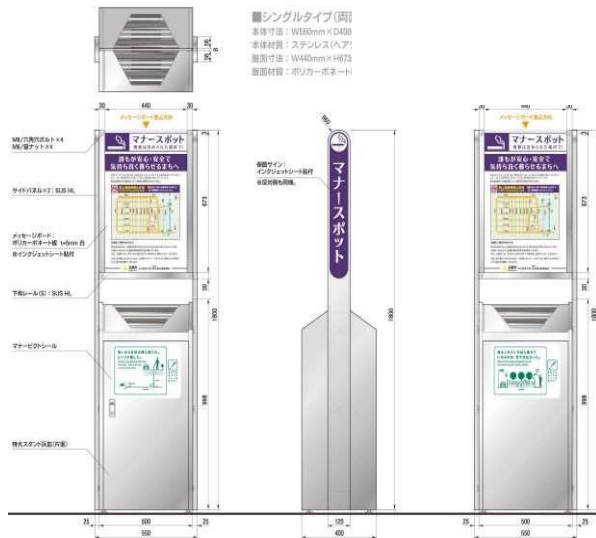
喫煙場所の設置について

喫煙マナーの向上や、喫煙者と非喫煙者の共存の観点から、路上喫煙等による危険性がなく、周囲に配慮した喫煙場所の設置に取り組んでいる。

また、京都市以外が設置している喫煙場所についても、協力が得られたところについては、条例の趣旨を周知啓発するメッセージボードを設置している。

	設 置 場 所 等		供用開始日
①	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	路上喫煙等禁止区域	H 2 0 . 5 . 3 1
②	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	路上喫煙等禁止区域	H 2 3 . 6 . 6
③	清水坂観光駐車場（休憩所内）	路上喫煙等禁止区域	H 2 4 . 1 . 2 1
④	清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）	路上喫煙等禁止区域	H 2 4 . 1 . 2 1
⑤	京都駅北口広場（バスターミナル東）	路上喫煙等禁止区域	H 2 4 . 2 . 1
⑥	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	路上喫煙等禁止区域	H 2 4 . 2 . 1
⑦	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	たばこマナー向上活動団体活動区域	H 2 5 . 3 . 2 7
⑧	京都駅八条東口	路上喫煙等禁止区域	H 2 6 . 4 . 3
⑨	JR 山科駅前北広場	たばこマナー向上活動団体活動区域	H 2 6 . 1 0 . 2 5
⑩	JR 西大路駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域	H 2 6 . 1 0 . 2 9
⑪	高台寺公園内	路上喫煙等禁止区域	H 2 7 . 1 2 . 7
⑫	JR 桂川駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域	H 2 7 . 1 2 . 1 0
⑬	京阪中書島駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域	H 2 7 . 1 2 . 1 0
⑭	京都駅八条西洞院	路上喫煙等禁止区域	H 2 7 . 1 2 . 1 5
⑮	京都駅みやこ夢てらす	路上喫煙等禁止区域	H 2 8 . 1 2 . 2 2
⑯	京都駅八条西口	路上喫煙等禁止区域	H 2 8 . 1 2 . 2 2
⑰	京都駅サンクンガーデン前	路上喫煙等禁止区域	H 2 8 . 1 2 . 2 8
⑱	京都駅北口広場（タクシープール東）	路上喫煙等禁止区域	H 2 9 . 3 . 2 4

灰皿



メッセージボード



喫煙場所

①四条西木屋町



②新京極公園内



③清水坂観光駐車場（休憩所内）



④清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）



⑤ 京都駅北口広場



⑥ 東塩小路公園内



⑦ 山科駅前 (山科駅前バスロータリー北側)



⑧ 京都駅八条東口



⑨ J R 山科駅前北広場



⑩ J R 西大路駅前



⑪ 高台寺公園内



⑫ J R 桂川駅前



⑬ 京阪中書島駅前



⑭ 京都駅八条西洞院



⑮ 京都駅みやこ夢てらす



⑯ 京都駅八条西口



⑰ 京都駅サンクンガーデン前



⑱ 京都駅北口広場（タクシープール東）



国の受動喫煙規制強化に関する動向等について

現在、国において、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、健康増進法の改正による受動喫煙の規制強化が検討されているため、法改正後の本市路上喫煙対策の取扱いについて、検討する必要があります。

- 法改正に向けた現在の国の進捗状況 ……2018年通常国会での法案提出に向け準備中。
- 改正予定時期 ……2018年通常国会会期中（1月22日～6月20日）の見込み。
- 改正内容 ……努力義務から罰則を伴う規制への変更。
- 本市路上喫煙対策への影響
 - ・受動喫煙の規制強化に伴い屋内での喫煙ができなくなることによる路上喫煙の増加の懸念。
 - ・加熱式たばこが規制対象となった場合の本市路上喫煙対策における取扱い。

1 本市路上喫煙対策の取扱いについて

「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」では、これまでから、既に市内全域において路上喫煙を禁止していることから、受動喫煙の規制強化に伴い、取扱いを変更する必要性はないと考えております（加熱式たばこの取扱いを除く）。

2 加熱式たばこの取扱いについて

加熱式たばこについては、平成29年3月に公表された厚生労働省の改正案では、「健康影響への知見が十分でない」とし、「規制対象に含めた上で、健康被害が明らかでないものを政令で除外可能にする」としています。このため、厚生労働省では、現在、加熱式たばこの健康被害に関する研究を進めているところです。

本市の路上喫煙対策における取扱いは、「火を用いないため、やけど等の身体、財産への被害がない」こと及び「健康への影響について明らかになっていない」ことから、条例の対象外としていますが、国の研究結果が、健康への有害性を立証するものであった場合には、その程度により、路上喫煙においても規制の対象とするか否かを検討する必要がありますと考えています。

*今後、想定される国の動き及び本市の対応

	2018年 1月以降	2018年 1月～6月	2018年 5月以降	2020年東京 五輪までに	2020年東京 五輪までに
国の動き	健康増進法改正案国会提出	健康増進法改正	加熱式たばこ研究結果発表	政令で健康被害のないものを除外	改正健康増進法施行
本市の対応 (路上喫煙対策)	—	—	◆健康への影響なし →取扱い変更なし	◆健康への影響あり →規制のあり方確認、他都市調査	◆健康への影響あり →規制のあり方確認、他都市調査
				規制対象銘柄等確定、他都市の状況等に応じて取扱い変更へ	条例改正、周知期間を経て規制（過料処分）開始

○ 受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く（※）、「努力義務」としての取組みでは限界。

※飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が、受動喫煙に遭遇。

⇒ 国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づけける。

1. 喫煙禁止場所の範囲

- (1) 主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設（医療施設、小中高校等）は敷地内禁煙
- (2) 大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設、バス、タクシー等は屋内・車内禁煙（喫煙専用室設置も不可）
※体育館等の運動施設のうち、興行場法上の「興行場」にも該当するものは(3)に分類する。
- (3) 集会場、飲食店、事務所、鉄道等は屋内・車内禁煙としつつ喫煙専用室（省令で定める技術的基準に適合したもの）を設置可
※ ただし、飲食店のうち、小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）は、喫煙禁止場所としない（管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付け）。

○ 以下の場所は、喫煙禁止場所としない。

- ①個人の住宅、旅館・ホテルの客室、老人福祉施設の個室等
- ②たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
- ③たばこの研究開発の用に供する場所
- ④演劇等の用に供する舞台の場所

2. 施設等の管理について権原を有する者等の責務

多数の者が利用する施設及び乗物の管理権原者等に対して、①喫煙禁止場所の位置等の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備（灰皿等）の設置の禁止義務、③喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の制止の努力義務 等の責務を課す。

3. 施設等の利用者の責務

施設等の利用者に対して、喫煙禁止場所における喫煙を禁止する。

4. 義務違反者に対する罰則の適用等

上記1～3の義務に違反した者に対し、都道府県知事等は勧告や命令等を行い、違反した場合には罰則（過料）を適用する。

5. 施行期日等

- (1) 施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（2019年9月のラグビークラップに間に合うよう）
- (2) 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。
- (3) 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

受動喫煙防止対策 施設類型ごとの取扱い（各国比較）

未定稿

厚生労働省案

施設の種類	基本的な考え方の案 (東京) 2020年夏季	中国 (北京) 2008年夏季	カナダ (バンクーバー) 2010年冬季	英国 (ロンドン) 2012年夏季	ロシア (モスクワ) 2014年冬季	ブラジル (リオデジャネイロ) 2016年夏季	韓国 (ソウル) 2018年冬季	米国 (ニューヨーク) 2018年夏季	フランス (パリ) 2018年冬季	ドイツ (ベルリン) 2018年冬季
小中高	敷地内禁煙	敷地内禁煙〔注2〕	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙〔注3〕	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
官公庁	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
劇場等のサービス 業施設、 事務所（職場）	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
ホテル、旅館 (客室を除く)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
飲食店	食堂、 ラーメン店等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
	居酒屋等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
バス、タクシー	バー、 スナック等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 〔注1〕(●m ² 以下)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
バス、タクシー	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
鉄道、船舶	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)

【注1】小規模（●m²以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

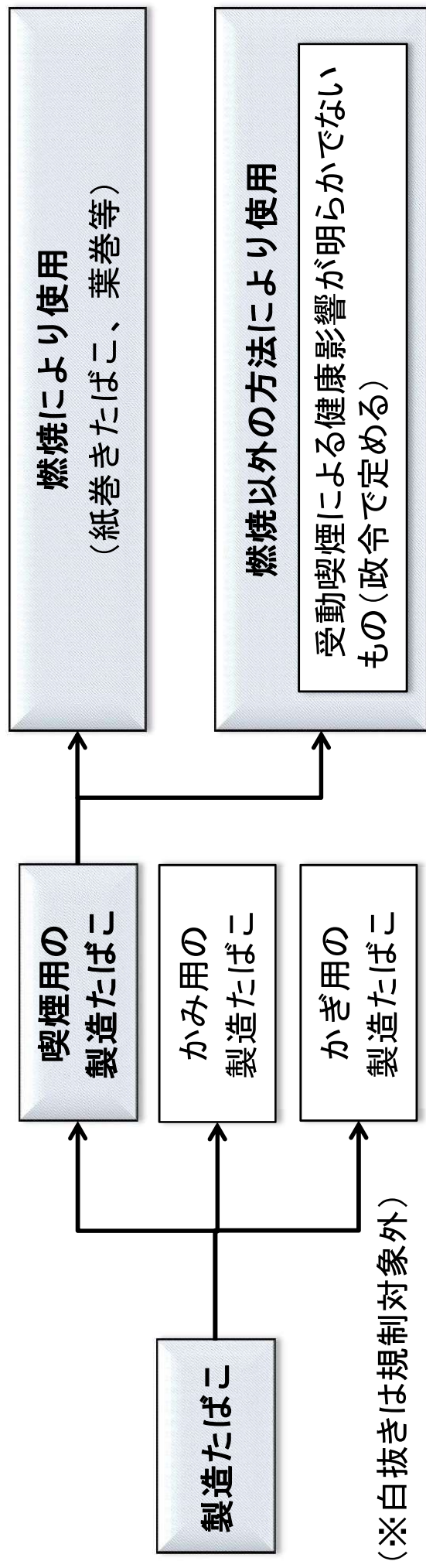
【注2】児童病院等以外の医療機関では屋外に喫煙コーナーを設置可。

【注3】建物の屋上や各施設の出入口から10m以上離れている場所には喫煙室を設置可。

【注4】喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。

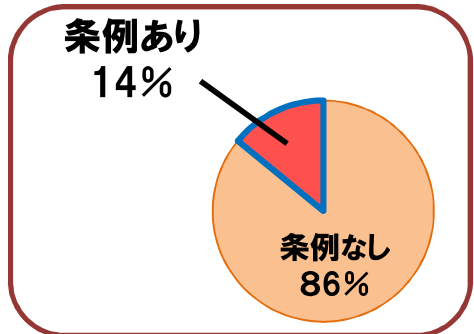
- 製造たばこは「喫煙用」「かみ用」「かぎ用」に区分される。
- このうち、煙が発生しない「かみ用」や「かぎ用」の製造たばこは規制対象外とする。
- 「喫煙用」の製造たばこのうち、
 - ・ 「燃焼により使用する製造たばこ」（＝紙巻きたばこや葉巻）は、明らかに健康影響があることから、規制対象とする。
 - ・ 「燃焼以外の方法による使用する製造たばこ」（電気加熱式たばこ等）は、現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分でないため、法案が規制対象とする「たばこ」の概念に含められた上で、健康影響が明らかでないものを、政令で、規制対象から除外可能な形とする。



「路上喫煙」を規制する条例のある自治体への対応

◆ 条例による規制の状況

- 路上喫煙を何らかの形で規制する条例のある市町村は、1,741のうち243。
(全体の1割強)。
- 条例の内容は、歩きたばこのみを禁止するもの、携帯灰皿での喫煙を認めるもの、灰皿や私有地での喫煙を認めているものなど、様々である。



条例の内容	条例のある市町村の数 (平成28年5月時点)
(1) 歩きたばこを禁止	1 2 9
(2) 携帯灰皿があれば喫煙可	9 6
(3) 灰皿がある場所又は私有地での喫煙可 ※行政が「喫煙場所」を指定する自治体を含む	1 6 2

- ※ 複数区分で重複する条例があるため、合計は243とならない。
- ※ 「罰則付き義務」「罰則なし義務」「努力義務」いずれも含む。

(厚生労働省健康局健康課調べ)



市町村に対し、今回の法案の趣旨・内容を丁寧に説明し、法案と調和のとれた対応の検討を依頼